

あいお文化倶楽部会則

(名 称)

第1条 本会は、あいお文化倶楽部と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を山口市大海総合センターにおく。

(目 的)

第3条 本会は、文化活動に関心のある者が相集い秋穂地域市民の文化の高揚に努めるとともに会員の親睦と意識の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1) 文化活動に関する調査、研究、資料の刊行配布。
- (2) 文化の高揚のための展示会、講演会、音楽会等の開催。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業。

(構 成)

第5条 本会は、会の趣旨に賛同する個人会員をもって構成する。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、当該年度の会費を添えて申し込み、運営委員会の承認を得るものとする。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 運営委員若干名 会計1名 監事2名

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 役員を選出は、会員の互選とする。
- (2) 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また、欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は運営委員会の承認を得て、会長が任命する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括し全ての会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長の指示によりその職務を代理する。
- (3) 運営委員会は本会の企画立案及び事業の執行にあたる。
- (4) 会計は本会の会計をつかさどる。
- (5) 監事は事業運営の会計監査にあたる。
- (6) 顧問は重要な事項について、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるることができる。

(会 議)

第11条 本会の会議は、総会及び運営委員会とし、総会は年1回、運営委員会は必要に応じて開催する。

2 総会は会則の改廃その他の重要な会務を協議する。

3 運営委員会は予算、事業計画、その他重要な事項を協議する。

(会 計)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、事業収益金、その他の収入をもって充てる

2 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この会則の施行について、必要な事項は運営委員会において定める。

付 則

本会則は、平成 4年 5月 9日より施行する。

〃 平成 9年 4月30日より施行する。

〃 平成17年10月 1日より施行する。